

別表

指定第1号事業支給費単位数表

1 介護予防訪問サービス費

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

- (1) 介護予防訪問サービス（Ⅰ） 1, 176単位
- (2) 介護予防訪問サービス（Ⅱ） 2, 349単位
- (3) 介護予防訪問サービス（Ⅲ） 3, 727単位

ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

- (1) 介護予防訪問サービス（Ⅳ） 287単位

注1 利用者に対して、指定介護予防訪問サービス事業所（堺市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成28年制定。以下「第1号事業運営基準」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定介護予防訪問サービス（第1号事業運営基準第4条に規定する指定介護予防訪問サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、介護予防サービス計画（第1号事業運営基準第16条に規定する介護予防サービス・支援計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた回数又は内容で、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。

- (1) イ（1）介護予防訪問サービス（Ⅰ） 1週に1回程度の指定介護予防訪問サービスが必要とされた事業対象者又は要支援1若しくは要支援2である者
- (2) イ（2）介護予防訪問サービス（Ⅱ） 1週に2回程度の指定介護予防訪問サービスが必要とされた事業対象者又は要支援1若しくは要支援2である者
- (3) イ（3）介護予防訪問サービス（Ⅲ） 1週に2回を超える程度の指定介護予防訪問サービスが必要とされた事業対象者又は要支援2である者

注2 ロ（1）介護予防訪問サービス（Ⅳ）については、利用者に対して、指定介護予防訪問サービス事業所の訪問介護員等が、指定介護予防訪問サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、1週当たりのサービス提供回数は、当該利用者の本来算定すべきイ（1）から（3）のいずれかの1週当たりのサービス提供回数を超えてはならないものとする。

- (1) 介護予防訪問サービス（Ⅳ） 注1（1）の者に対して1月に1回から3回まで介護予防訪問サービスを提供した場合
- (2) 介護予防訪問サービス（Ⅳ） 注1（2）の者に対して1月に1回から7回まで介護予防訪問サービスを提供した場合
- (3) 介護予防訪問サービス（Ⅳ） 注1（3）の者に対して1月に1回から11回まで介護予防訪問サービスを提供した場合

注3 指定介護予防訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問サービス事業所と同一建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定介護予防訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定介護予防訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する単位数を算定し、指定介護予防訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基

準に該当する指定介護予防訪問サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定介護予防訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注4 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護（法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は介護予防小規模多機能型居宅介護（法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）を受けている間は、介護予防訪問サービス費は、算定しない。

注5 イについて、利用者が一の介護予防訪問サービス事業所において介護予防訪問サービスを受けている間は、当該介護予防訪問サービス事業所以外の介護予防訪問サービス事業所が介護予防訪問サービスを行った場合に、介護予防訪問サービス費は、算定しない。

注6 介護保険施行規則第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注8 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注9 共生型介護予防訪問サービス（第1号事業運営基準第45条に規定する共生型介護予防訪問サービスをいう。以下同じ。）を行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業を行う事業所において、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18厚生労働省告示第538号）（以下「居宅介護従業者基準」という。）第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第21号までに規定する者が共生型介護予防訪問サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定し、共生型介護予防訪問サービスを行う指定居宅介護事業者において、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が共生型介護予防訪問サービスを行った場合は、1回につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型介護予防訪問サービスを行う重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所において共生型訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。ただし、65歳に達した日の前日において、当該指定介護予防訪問サービス事業所において事業を行う事業者が指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準第4条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う事業所において、指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを利用していた者に限る。

ハ 初回加算 200単位

注 指定介護予防訪問サービス事業所において、新規に介護予防訪問サービス計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（第1号事業運営基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。）以下同じ。）が初回若しくは初回の指定介護予防訪問サービスを行った日の属する月に指定介護予防訪問サービスを行った場合又は当該指定介護予防訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定介護予防訪問サービスを行った日の属する月に指定介護予防訪問サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する

二 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200単位

注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問サービス計画を作成し、当該介護予防訪問サービス計画に基づく介護予防訪問サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問サービス計画に基づく指定介護予防訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定介護予防訪問サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

ホ 口腔連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届出を行った指定介護予防訪問サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第一号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

ヘ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た指定介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ) イからホまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１４５に相当する単位数

注２ 令和７年３月３１日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た指定介護予防訪問サービス事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１） イからホまでにより算定した単位数の１０００分の２２１に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２） イからホまでにより算定した単位数の１０００分の２０８に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３） イからホまでにより算定した単位数の１０００分の２００に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４） イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１８７に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５） イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１８４に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（６） イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１６３に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７） イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１６３に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８） イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１５８に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９） イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１４２に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１０） イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１３９に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１１） イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１２１に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１２） イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１１８に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１３） イからホまでにより算定した単位数の１０００分の１００に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１４） イからホまでにより算定した単位数の１０００分の７６に相当する単位数

２ 介護予防通所サービス費

イ １週当たりの標準的な回数を定める場合（１月につき）

- (1) 介護予防通所サービス（Ⅰ） １，７９８単位
- (2) 介護予防通所サービス（Ⅱ） ３，６２１単位
- (3) 介護予防通所サービス（Ⅲ） １，７９８単位

ロ １月当たりの回数を定める場合（１回につき）

- (1) 介護予防通所サービス（Ⅳ） ４３６単位
- (2) 介護予防通所サービス（Ⅴ） ４４７単位

注１ 看護職員（第１号事業運営基準第４８条１項第２号に規定する看護職員をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして、市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所（同条第１項に規定する指定介護予防通所サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定介護予防通所サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた回数又は内容で、

次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- (1)イ(1)介護予防通所サービス(Ⅰ) 1週に1回程度の指定介護予防通所サービスが必要とされた事業対象者又は要支援1である者
- (2)イ(2)介護予防通所サービス(Ⅱ) 1週に2回程度の指定介護予防通所サービスが必要とされた事業対象者又は要支援2である者
- (3)イ(3)介護予防通所サービス(Ⅲ) 1週に1回程度の指定介護予防通所サービスが必要とされた要支援2である者

注2 ロ(1)及び(2)については、次のいずれかの場合において、第1号事業運営基準第48条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所において、利用者に対して、指定介護予防通所サービスを行った場合に、1回につき所定単位数を算定する。ただし、1週当たりのサービス提供回数は、当該利用者の本来算定すべきイ(1)から(3)のいずれかの1週当たりのサービス提供回数を超えてはならないものとする

- (1) 注1イ(1)又は(3)の者に対して1月に1回から3回まで介護予防通所サービス提供した場合
- (2) 注1イ(2)の者に対して1月に1回から7回まで介護予防通所サービス提供した場合

注3 イ及びロについて、指定介護予防通所サービス事業所の利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が次の各号のいずれかに該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、この基準の例により算定する。

- (1) 指定介護予防通所サービスの月平均の利用者の数(指定介護予防通所サービス事業者が指定通所介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所サービスの事業及び指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防通所サービスの利用者の数及び指定通所介護の利用者の数の合計数)が第1号事業運営基準第53条の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合。
- (2) 指定介護予防通所サービス事業所の看護職員又は介護職員の員数が第1号事業運営基準第48条に定める員数を置いていない場合。

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注6 指定介護予防通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所サービス事業所に通う者に対し、指定介護予防通所サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

- (1)イ(1)又は(3)を算定している場合(1月につき) 376単位
- (2)イ(2)を算定している場合(1月につき) 752単位
- (3)ロ(1)又は(2)を算定している場合(1回につき) 94単位

注7 利用者に対して、その居宅と指定介護予防通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位(イ(1)又は(3)を算定している場合は1月につき376単位を、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし、注6を算定している場合はこの限りでない。

注 8 利用者が介護予防短期入所生活介護（法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）、介護予防短期入所療養介護（法第 8 条の 2 第 8 に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所サービス費は、算定しない。

注 9 イについて、利用者が一の指定介護予防通所サービス事業所において指定介護予防通所サービスを受けている間は、当該指定介護予防通所サービス事業所以外の指定介護予防通所サービス事業所が指定介護予防通所サービスを行った場合に、介護予防通所サービス費は、算定しない。

注 10 共生型介護予防通所サービス（第 1 号事業運営基準第 6 6 条に規定する共生型介護予防通所サービスをいう。以下同じ。）を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第 7 8 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生型介護予防通所サービスを行った場合は、所定単位数の 1 0 0 分の 9 3 に相当する単位数を算定し、共生型介護予防通所サービスを行う指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第 1 5 6 条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）又は指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第 1 6 6 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生型介護予防通所サービスを行った場合は、所定単位数の 1 0 0 分の 9 5 に相当する単位数を算定し、共生型介護予防通所サービスを行う指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 2 4 年厚生労働省令第 1 5 号。以下「指定通所支援基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第 4 条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型介護予防通所サービスを行った場合は、所定単位数の 1 0 0 分の 9 0 に相当する単位数を算定し、共生型介護予防通所サービスを行う指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第 6 6 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第 6 5 条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型介護予防通所サービスを行った場合は、所定単位数の 1 0 0 分の 9 0 に相当する単位数を算定する。

ハ 生活機能向上グループ活動加算 1 0 0 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出て、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1 月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

(1) 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他通所型サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所サービス計画（第 1 号事業運営基準第 6 3 条第 2 号に規定する介護予防通所サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。

(2) 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活

動サービスが適切に提供されていること。

(3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ニ 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して介護予防通所サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ホ 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、市長に届出た指定介護予防通所サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業者の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（への注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (4) 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。

ヘ 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- (1) 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。

ト 口腔機能向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びチにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位
- (2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

チ 一体的サービス提供加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、へ又はトを算定している場合は、算定しない。

リ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算 (I)

(一) イ (1) 又は (3) を算定している場合 (1月につき) 88単位

(二) イ (2) を算定している場合 (1月につき) 176単位

(2) サービス提供体制強化加算 (II)

(一) イ (1) 又は (3) を算定している場合 (1月につき) 72単位

(二) イ (2) を算定している場合 (1月につき) 144単位

(3) サービス提供体制強化加算 (III)

(一) イ (1) 又は (3) を算定している場合 (1月につき) 24単位

(二) イ (2) を算定している場合 (1月につき) 48単位

ヌ 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所介護サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き、3月に1回を限度として1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位

ル 口腔・栄養スクリーニング加算

厚生労働大臣が定める基準に適合している指定介護予防通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては、算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20単位

(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5単位

ロ 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所型サービス事業者が利用者に対し通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 利用者ごとのADL値 (ADLの評価に基づき測定した値をいう。)、栄養状態、口腔機能、認知症 (法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。) の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

(2) 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、通所型サービスの提供に当たって、(1) に規定する情報その他通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ワ 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所サービス

を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の９２に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の９０に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の８０に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の６４に相当する単位数

注２ 令和７年３月３１日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た指定介護予防訪問サービス事業所（注１の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定介護予防通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１） イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の８１に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（２） イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の７６に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（３） イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の７９に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（４） イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の７４に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（５） イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の６５に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（６） イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の６３に相当する単位数
- (7) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（７） イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の５６に相当する単位数
- (8) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（８） イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の６９に相当する単位数
- (9) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（９） イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の５４に相当する単位数
- (10) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１０） イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の４５に相当する単位数
- (11) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１１） イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の５３に相当する単位数
- (12) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１２） イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の４３に相当する単位数
- (13) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１３） イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の４４に相当する単位数
- (14) 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１４） イからヲまでにより算定した単位数の１０００分の３３に相当する単位数

３ 介護予防ケアマネジメント費

イ 介護予防ケアマネジメント費（１月につき） ４４２単位

注１ 介護予防ケアマネジメント費は、利用者に対して、介護予防ケアマネジメントを行った場合

に、所定単位数を算定する。

注 2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

ロ 初回加算 300 単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所（介護予防ケアマネジメントを提供する事業所をいう。以下同じ。）において、新規に介護予防ケアプランを作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、1 月につき所定単位数を加算する。

ハ 委託連携加算 300 単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 2 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防ケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者に 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。